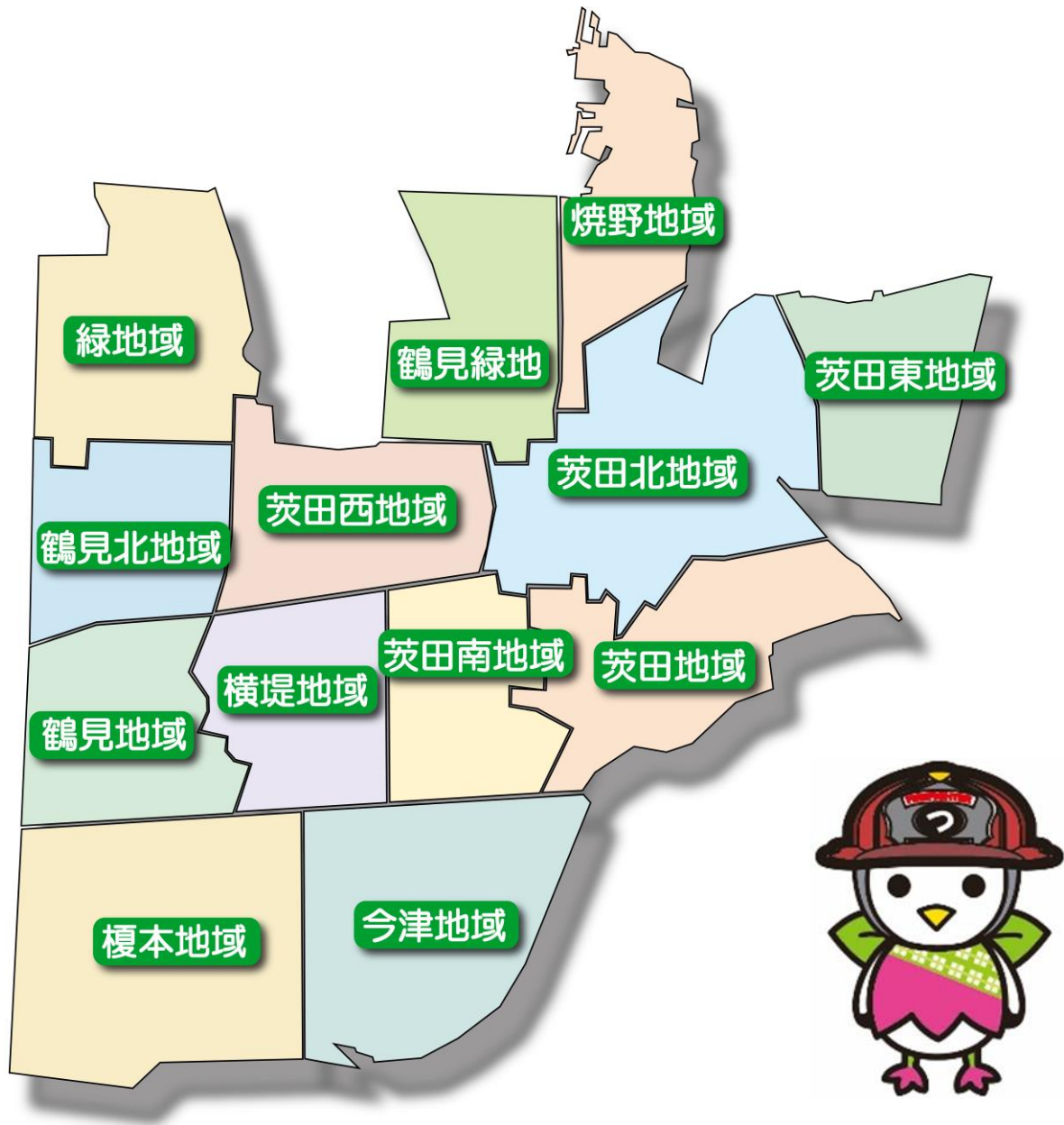


鶴見区防災計画

支え合い、助け合う、災害に強いまちへ



令和6年9月
鶴見区役所

目 次

はじめに.....	3
I. 鶴見区の特性.....	4
1 地域特性.....	4
2 人的特性.....	4
II. 震災編	5
第1章 災害想定	5
1 内陸活断層による地震	5
2 海溝型の地震.....	6
(1) 今後発生が予想される地震	6
(2) 津波の浸水予測	7
(3) 液状化の予測.....	7
3 地震被害想定.....	8
(1) 大阪市域における地震被害想定 注1)	8
(2) 鶴見区で想定される地震による被害.....	9
第2章 防災の基本理念	10
1 大阪市防災・減災条例 第3条（基本理念）	10
(1) 自助「自分の命は自分で守る」	10
(2) 共助「自分たちのまちは自分たちで守る」	10
(3) 公助「自助・共助への支援」	10
2 市民・事業者・本市の責務と役割	11
(1) 市民の責務・役割	11
(2) 事業者の責務・役割.....	11
(3) 鶴見区役所の責務・役割.....	11
第3章 震災に対する備え	12
1 自助 「自分（家族）の命を自分（家族）で守ること」	12
(1) 事前の備え	12
(2) 地震が起きたら	15
(3) 揺れがおさまったら	16
(4) 津波に対する備えを忘れずに	17
2 共助 「地域の皆さんで助け合うこと」	18
(1) 近所の支えあい・助け合い.....	18
(2) 地域の防災活動へ参加しよう	19
(3) 避難所生活のために.....	19
(4) よりよい避難所生活のためのルール.....	20
3 公助 「行政による支援」	21
(1) 自主防災活動の支援.....	21
(2) 被災住民の安全確保.....	22
(3) 避難生活環境の整備	23

(4)	災害時の区役所の活動	24
(5)	区災害対策本部の設置と役割	25
(6)	広報活動(情報収集・発信・伝達)	26
(7)	災害情報伝達計画	26
(8)	飲料水、食料、生活関連物資の供給計画	27
(9)	医療・救護計画	27
(10)	ボランティアの調整	28
III.	風水害編.....	29
第1章	災害想定	29
1	水害	29
(1)	河川氾濫	29
(2)	内水氾濫	31
2	台風・局地的集中豪雨	32
第2章	基本理念	33
第3章	風水害への備え	33
1	自助 「自分(家族)の命を自分で守ること」	33
(1)	風水害から身を守るために	33
(2)	風水害に対する日ごろの備え家庭で準備できること	33
2	共助 「地域の皆さんで助け合うこと」	34
3	公助 「行政による支援」	34
(1)	動員計画	34
(2)	具体的な行動	34
IV.	資料編	37
1	災害時協力貢献事業所・店舗等一覧表	37
2	鶴見区災害時避難所一覧表	38
(1)	広域避難場所	38
(2)	災害時避難所(学校園)一覧表	38
(3)	災害時避難所(都市公園)一覧表	38
3	水害時避難ビル一覧	39
4	可搬式ポンプ収納場所(救助資機材含む)一覧表	40
5	災害時避難所における備蓄物資・救助資機器材保管所一覧表	41
(1)	区役所における備蓄物資・救助資器材保管所一覧	41
(2)	災害時避難所における備蓄物資・救助資器材保管所一覧	41
6	鶴見区防災マップ	42

はじめに

日本の国土は、太平洋プレート、北アメリカ（北米）プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレートという4つのプレートが重なり合う場所にあります。

これらのプレートが活動することで、多くの地震が発生しています。

平成23年3月、未曾有の大被害をもたらした東日本大震災もこのプレートが動いたことによる地震です。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は断層がずれたことによる都市直下型地震でした。大阪市でも上町断層帯地震が発生すると阪神・淡路大震災に匹敵する大きな被害が発生すると予想されています。

大規模災害が発生すると、同時多発的に救助、火災等に対処することが必要となり、消防などの公的機関だけでは到底対処することができません。阪神・淡路大震災の記録でも、倒壊の下敷きや閉じ込めに遭った人たちの98%が、自力や家族、地域住民により救出されました。自助＝自分の身は自分で守る、共助＝地域や身近にいる人同士が助け合う意識を日ごろから一人ひとりが持ち、行動することがとても重要であることが示されています。

この「鶴見区防災計画」は、近い将来必ず来ると言われている大地震に備えて、準備を進めていただく際の一助とすることを目的として作成いたしました。ぜひご一読いただき、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

災害が発生しても自宅や知人宅で安全が確保できる場合は、災害時避難所ではなく在宅避難という選択肢もあります。そのためにも普段からの備えといった区民一人ひとりの防災意識の向上が、より一層必要となってきます。

なお、本防災計画はこれで完成でなく、区民の皆さまから幅広くご意見をいただき、より一層内容の充実を図っていきます。



I. 鶴見区の特徴

1 地域特性

鶴見区は昭和 49 年旧城東区から分区して誕生しました。大阪市の最東端に位置し、面積は 8.17 平方キロメートルで、城東区、旭区、守口市、門真市、東大阪市、大東市と接しています。区の北部には、府内最大クラスの規模を誇る花博記念公園鶴見緑地があり、東部に接するように近畿自動車道、中央環状線が走っています。大きな起伏は無く平坦な地形で、約 3 キロメートル北側には淀川が流れ、南端は第二寝屋川に沿っています。また、区を中心からやや南には区域を東西に横切るように寝屋川が流れています。

2 人的特性

令和 2 年度国勢調査によると、区の世帯数は 48,884、人口は 112,691 人であり、小学校区別では次のようになっています。

小学校区名	世帯数（世帯）	人口（人）	
榎本	8, 5 5 7	1 8, 0 6 5	※
茨田南	3, 9 9 1	9, 2 1 6	※
茨田北	4, 2 2 7	1 0, 6 3 1	※
鶴見	3, 1 6 4	6, 8 3 1	
今津	5, 1 3 8	1 1, 7 1 5	※
茨田東	2, 9 7 6	6, 0 8 6	
茨田西	4, 5 0 1	1 0, 7 1 1	
横堤	4, 4 4 4	1 0, 4 9 6	
みどり	2, 6 9 8	6, 9 6 0	
鶴見南	4, 3 6 8	1 0, 3 7 1	
茨田	2, 8 0 1	6, 5 9 6	※
焼野	1, 8 1 3	4, 5 6 0	
新森小路（鶴見区）	2 0 6	4 5 3	

国勢調査の集計単位である基本調査区が複数の小学校区にまたがっている場合は、推計により世帯数及び人口を算出しています。推計により算出した小学校区は（※）を表示しています。

II. 震災編

第1章 災害想定

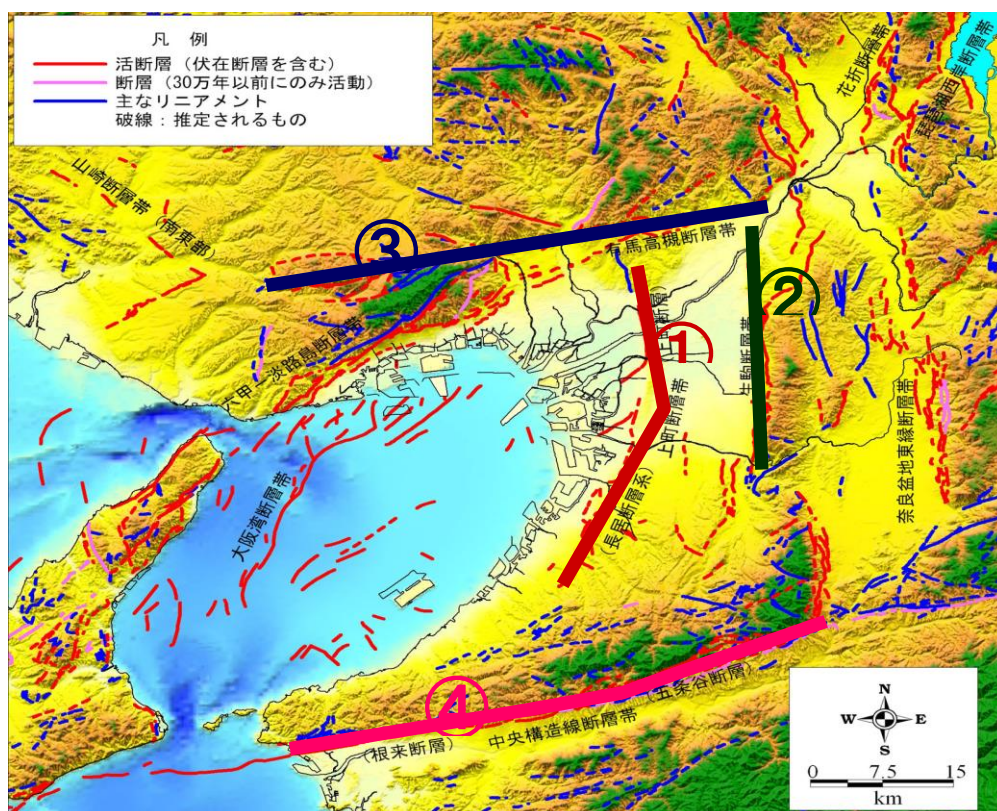
1 内陸活断層による地震

内陸活断層による地震とは、陸地の地下で活断層がずれて起こる地震です。

- ① 揺れている時間が短い（10秒から数十秒）
- ② 震源が浅いため、断層の近くでは揺れが激しい
- ③ 千年から1万年程度の間隔で発生する

などの特徴があり、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や大阪府北部を震源とする大阪北部地震等が内陸活断層による地震です。

今後、発生が予想される地震



①上町断層帯 ②生駒断層帯 ③有馬高槻断層帯 ④中央構造線断層帯

注) 活断層：最近の地質時代に活動し、今後も活動する可能性のある断層

注) リニアメント：直線的な形状模様の地形

内陸活断層地震の内、鶴見区に甚大な被害が起こると予想される地震は上町断層帯地震と生駒断層帯地震です。上町断層帯地震ではマグニチュードは7.8に達し、大阪市内の最大震度は5強～7と予想されています。30年以内の発生確率は2～3%です。阪神淡路大震災の発生確率は、発生当時5～8%でした。このことから、確率が低いからと言って油断するのではなく、いつ起こってもおかしくないという意識を持って、普段から備えておきましょう。

2 海溝型地震

海溝型地震とは、海洋プレートが日本列島の位置する大陸プレートの下に沈み込み続けているために、ひずみが限界に達すると大陸プレートが跳ね上がって起こる地震です。

- ① 揺れている時間が長い（１分以上）
- ② 津波が襲ってくる可能性が高い
- ③ 数十年から１００年程度の間隔で発生する

などの特徴があり、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、南海トラフ地震がその代表例です。

(1) 今後発生が予想される地震

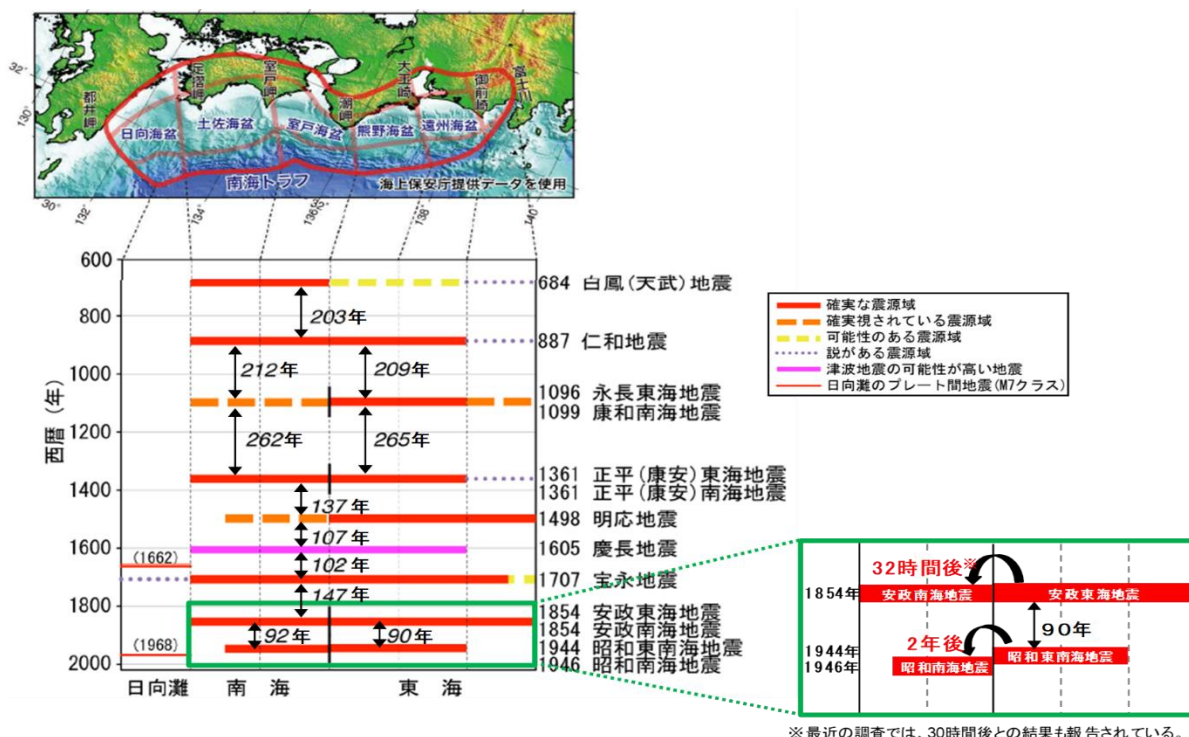
(南海トラフ地震)

南海トラフで発生する地震は過去の記録から、100年から150年の周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しています。東南海地震、南海地震が最後に発生してから70年以上、東海地震が最後に発生してから、すでに160年以上が経過しています。

地震調査委員会によると、南海トラフにおける今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が発生する確率は、70～80%とされています（B5.1.1 時点）。下図は想定される震源域を示します。

科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震を「南海トラフ巨大地震」といいます。下図の赤い線で囲まれた領域が震源域となつてすべてが連動して地震が発生すると、太平洋沿岸の広い地域に 10m を超える大津波が来襲します。その最大震度は 7 と予想されています。地震の規模（マグニチュード）は 9 程度となります。

【海域で発生する地震】



南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)(平成29年9月26日公表)から引用

※南海トラフ以外の太平洋で起こる地震による揺れ、津波が大阪にも影響することがあります。

【例】①東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（2011年3月11日）

大阪市域の震度2～3、大阪府沿岸に津波注意報

②チリ中部沿岸地震（2010年2月27日発生）

大阪府沿岸に津波注意報（2010年2月28日）

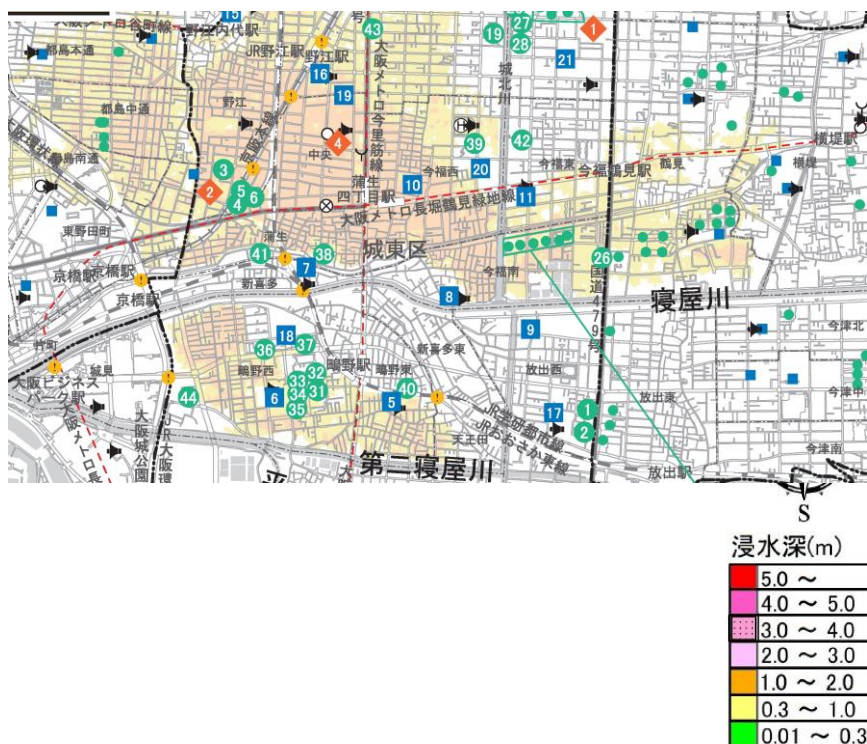
(2) 津波の浸水予測

大阪市湾岸付近での津波到達時間は、早いところで1時間50分（住之江区）です。大阪湾が満潮のときに津波が来ると、大阪市湾岸付近で、場所によっては6mを超えると想定されています。

南海トラフ地震では、津波が発生するおそれがあります。

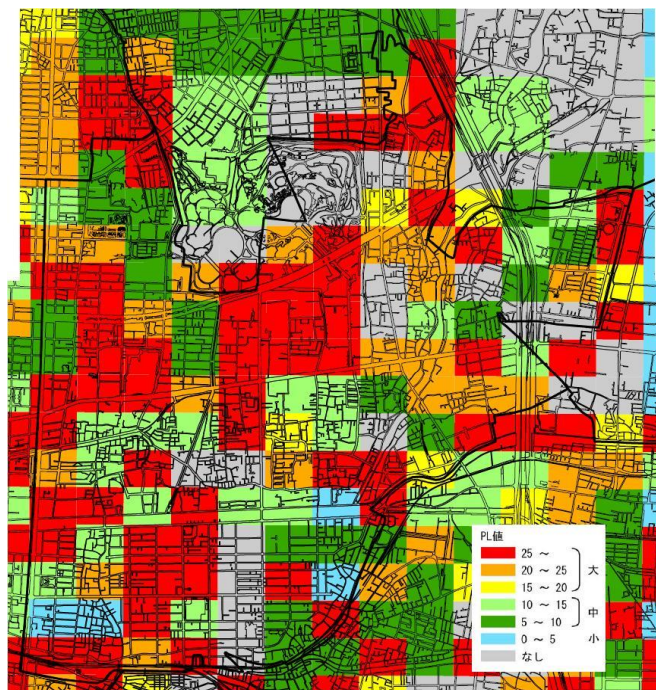
鶴見区では、城東区内にある寝屋川と城北川の接続部付近から水があられ、今福鶴見駅周辺に到達する可能性があると考えられています。

鶴見区内で想定される最大浸水深は、1.08mです。



(3) 液状化の予測

地震による地盤の液状化は、海溝型地震の方が発生しやすい傾向にあります。海溝型地震による液状化の予測図を示しています。



３ 地震被害想定

（１） 大阪市域における地震被害想定 注１）

項 目			大阪市域への影響が考えられる地震						
			内陸活断層による地震				海溝型(プレート境界)の地震		
			上町断層帯 地震	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ地震		
							東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震	
地震規模(マグニチュード) 発生確率 注2)			7.5～7.8 2～3%	7.3～7.7 0～0.2%	7.3～7.7 0～0.03%	7.7～8.1 0.06～14%	7.9～8.6 70%～80%	9.0～9.1 70%～80%	
震度			5 強～ 7	5 弱～ 6 強	5 弱～ 6 弱	4～ 5 強	5 弱～ 6 弱	5 弱～ 6 弱	
建物被害	全壊棟数		166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900	
			木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100
			非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800
	半壊棟数		109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100	
			木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900
			非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200
火災 注3)	炎上 出火	1 日	325 件	81 件	4 件	0	6 件	— 注4)	
		1 時間	162 件	41 件	2 件	0	3 件	— 注4)	
	残火災		6 件	0	0	0	0	— 注4)	
ライフライン被害	電力	停電率 (停電軒数)	約 64% (約 983 千軒)	約 7% (約 105 千軒)	約 1% (約 10 千軒)	約 0.1% (約 1 千軒)	約 2% (約 26 千軒)	約 49% (約 720 千軒)	
		復旧期間	約 1 週間	約 6 日	約 2 日	約 1 日	約 1 日	約 1 週間	
	ガス	ガス供給停止率 (供給停止戸数)	約 81% (1,195 千戸)	約 32% (475 千戸)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	約 53% (約 704 千戸)	
		復旧期間	約 2～3 ヶ月	約 0.5～1.5 ヶ月	約 0.5～1 ヶ月	約 2 週間	—	1 か月	
	水道	水道断水率 (断水人口)	約 45% (1,215 千人)	約 45% (1,215 千人)	約 22% (594 千人)	約 11% (297 千人)	約 20% (540 千人)	約 30% (約 848 千人)	
		復旧期間	約 3 週間	約 3 週間	約 10 日	約 1 週間	約 1 週間	約 2 週間	
	電話	固定電話不通率 (不通加入者数)	約 13% (約 525 千回線)	約 2% (約 64 千回線)	約 0.9% (約 35 千回線)	約 0.2% (約 9 千回線)	0% (0)	約 48% (約 533 千回線)	
		復旧期間	約 2 週間	約 2 週間	約 2 週間	約 5 日	—	約 1 ヶ月	
人的被害	死者		8,500 人	1,400 人	～100 人	0	～100 人	119,600 人	
	負傷者		41,000 人	37,800 人	6,100 人	900 人	10,300 人	53,600 人	
避難所生活者			343,500 人	148,300 人	16,000 人	3,000 人	28,300 人	821,200 人	

注１）上表の数字は、概ね「大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震市外対策等検討部会（平成 25 年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

注２）発生確率（今後 30 年以内）は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による平成 24 年 1 月 1 日を算定基準日とした評価である（平成 24 年 1 月 11 日現在）。

注３）火災は、冬季夕刻・風速 5.3m/s で想定した。「炎上出火」は、地震後に出火した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災である。「残火災」は、炎上出火（1 時間）のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定したものである。自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。

注４）他の地震との想定条件が異なるため「—」と記載

(2) 鶴見区で想定される地震による被害

区分	上町断層帯 地 震		生駒断層帯 地 震		東南海・南海 地 震		南海トラフ 巨大地震	
全壊棟数	木造	3,299 棟	木造	3,785 棟	木造	202 棟	木造	1,157 棟
	非木造	232 棟	非木造	265 棟	木造	12 棟	非木造	29 棟
半壊棟数	木造	2,986 棟	木造	3,086 棟	木造	411 棟	木造	4,420 棟
	非木造	542 棟	非木造	589 棟	非木造	56 棟	非木造	250 棟
死者数 (早朝)	105 人		163 人		1 人		- 人	
死者数 (昼夕)	75 人		115 人		1 人		37 人	
負傷者数	2,122 人		1,833 人		362 人		2,000 人	
避難者数	9,743 人		10,714 人		885 人		13,859 人	

※「南海トラフ巨大地震」については大阪市の区別集計を作成していないため、大阪府のデータを基に鶴見区役所で推計。

※※「南海トラフ巨大地震」とは静岡沖から九州沖までの全長約 750 k mにおよぶ南海トラフ全域が連動して震源となったと仮定する最大規模の地震。東南海・南海地震は、静岡～愛知沖・和歌山～四国沖を震源とする地震が連動せず発生した場合を想定。

第2章 防災の基本理念

1 大阪市防災・減災条例 第3条（基本理念）

「防災・減災は、自らのことは自らが守るという**自助**の考え方、地域において互いに助け合うという**共助**の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという**公助**の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。」

（１） 自助「自分の命は自分で守る」

家族・個人が自分（家族）の命を自分（家族）で守る取組み

（２） 共助「自分たちのまちは自分たちで守る」

地域住民、学校、企業などの助け合いの取組み

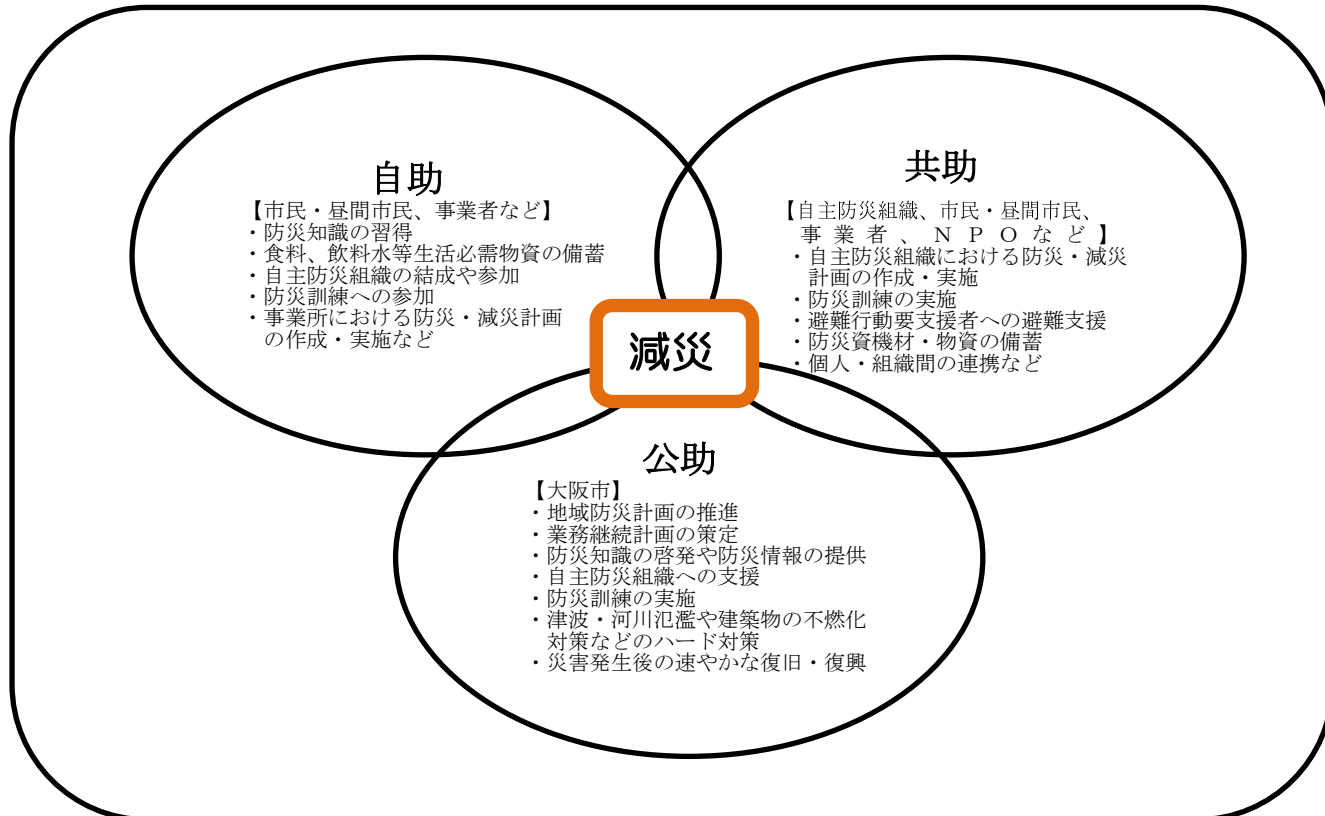
（３） 公助「自助・共助への支援」

区役所など行政が行う支援の取組み

◆地震・台風などの自然災害を事前に止めることはできません。

「自助」「共助」「公助」の理念をよく理解し、みんなで力を合わせて災害に立ち向かうことで被害を最小限に抑える（減災）ことができます。

大阪市防災・減災条例の概要



2 市民・事業者・本市の責務と役割

(1) 市民の責務・役割

- 自らの安全は自ら守るという防災意識を持ち、平常時よりいざという時のために備える。
 - ・ 食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄
 - ・ 防災訓練への参加
 - ・ 自らが所有あるいは占有する建築物の安全性の向上
- 災害時には自らの安全を守るとともに、近隣の方などと助け合う。
 - ・ 初期消火
 - ・ 近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助
 - ・ 避難所の自主的運営
- 自主防災組織を結成し、災害時における協力体制を築いておく。
 - ・ 防災関係機関が行う防災活動との連携、協力
 - ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 事業者の責務・役割

- 事業者が災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識する。また、平常時よりいざという時のための計画等を策定する。
 - ・ 事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）の策定
 - ・ 防災体制の整備及び防災訓練の実施
 - ・ 事業所の耐震化
 - ・ 予想被害からの復旧計画策定
 - ・ 従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することが出来る機会の提供
- 事業者ごとの能力を活用し、本市、市民及び自主防災組織と積極的に連携して自主防災活動の推進に努める。
- 災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材または役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施する。また、本市が実施する防災関係施策に協力するよう努める。

(3) 鶴見区役所の責務・役割

- 区民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市災害対策本部と連携し、防災活動を実施する。
- 地域防災力の充実強化に努める。
 - ・ 自主防災組織等の活動内容の充実及び自発的な防災活動の促進
 - ・ 事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実施など、事業者の防災活動の促進
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。
- 女性、高齢者、障がい者、外国籍の方、ボランティア団体等、多様な主体の防災活動への参画を促進し、要配慮者への配慮に努める。

第3章 震災に対する備え

1 自助 「自分（家族）の命を自分（家族）で守ること」

地震の被害をできるだけ少なくするためには、日ごろの備えが何より大切です。

(1) 事前の備え

ア 家庭で防災について話し合しましょう。

○ 家族との連絡方法や安否確認方法を決めておきましょう。

- 大規模災害発生時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。NTT の災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言版を活用して、家族や友人と連絡する方法を決めておきましょう。

イ 我が家の防災マップをつくりましょう。

○ 大規模な災害に備え、あらかじめ家族で落ち合う場所（避難先）を決めておきましょう。

- 鶴見区では、区内の学校 20 か所を災害時避難所として指定しています。
- 家の付近の危険な場所や避難場所を確認し、避難経路を確認しておきましょう。避難経路は1つではなく、通行できない場合に備えて複数決めておきましょう。
- お近くにお住まいの地域防災リーダーを知っておきましょう。



ウ 家族一人ひとりの役割を決めておきましょう。

○ 家族で話し合って、災害発生時の役割を決めておきましょう。

□火を消す

□ガスの元栓を閉める

□子どもやお年寄りの安全を確認する

□危険物を安全なところへ移す

□消火器、バケツなどを準備する

□電気器具のコンセントを抜く、ブレーカーを切る

□ラジオ・テレビなどで情報を確認する

□出入口を確保する

□非常持ち出し品を確認する

□すぐに戻ってこれない家族へ伝言を書いておく

□家の前に行先や連絡先を書いた紙を貼っておく

エ 個人記録を作成しておきましょう。

○ 緊急連絡カードを作って携帯しましょう。

○ 家族で集まる場所など、決めたことは緊急連絡カードに記入して、いつも携帯しましょう。

○ カードにある避難所の3つの区分については、38 ページ「避難所一覧」を参照してください。お近くの避難所を日ごろから確認しておきましょう。

オ 「大阪市防災アプリ」を入れましょう

- 災害時は鶴見区の広報手段や防災マップとして役立ちます。雨雲レーダーなど日ごろから気象情報の
- チェックにも使えますので、ぜひ普段から活用してください。

カ 「非常持ち出し袋」と「非常備蓄品」の準備しておきましょう。

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

緊急連絡カード	
住所	TEL
氏名	生年月日 年 月 日 血液型: RH + -
保護者	氏名 連絡先 TEL
勤務先 (学校名)	TEL
避難所	一時避難場所 災害時避難所 広域避難場所
家族が集まる場所	連絡先 TEL
消防・アールイー	
災害救助隊連絡先	
健康保険証番号	

きんきゅうれんらくカード	
じゅうしょ	でんわ
なまえ	（おとこ・おんな）
たんじょうび	なん がつ にち けつえき 血液型: RH + -
ほごしゃ	なまえ れんらくさき でんわ
かいしゃ	でんわ
がっこう	でんわ
ひなんするばしょ	いちじのなんばしよ さいのいのなんばしよ こういせいのなんばしよ
かぞくがはなればなれになったとき	あつまるばしよ れんらくばしよ
じびょう・あれるぎーなど	でんわ
かかりつけのびょういん	
けんどう車かんしょうばんどう	

- 家族で集まる場所など、決めたことは緊急連絡カードに記入して、いつも携帯しましょう。
- カードにある避難所の3つの区分については、44 ページ「避難施設の指定」に説明があります。お近くの避難所を日ごろから確認しておきましょう。

非常用持ち出し袋

避難の際に持ち出すもの！

- ☐ 水
- ☐ 食品
(ご飯(アルファ米など)、レトルト食品、ビスケット、チョコ
乾パンなど：最低3日分の用意)
- ☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん
- ☐ 衣類・下着
- ☐ レインウエア
- ☐ 紐なしのズック靴
- ☐ 懐中電灯(手動充電式が便利)
- ☐ 携帯ラジオ(手動充電式が便利)
- ☐ 予備電池・携帯充電器
- ☐ マッチ・ろうそく
- ☐ 救急用品
(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ ブランケット

- ☐ 軍手
- ☐ 洗面用具
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
- ☐ タオル
- ☐ ペン・ノート

感染症対策にも有効です!!

- ☐ マスク
- ☐ 手指消毒用アルコール
- ☐ 石けん・ハンドソープ
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ 体温計

一緒に持ち出そう!!

- ☐ 貴重品
(通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、
マイナンバーカードなど)

子どもがいる家庭の

- | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| ☐ ミルク(キューブタイプ) | ☐ 子ども用紙おむつ | ☐ 抱っこひも |
| ☐ 使い捨て哺乳瓶 | ☐ お尻ふき | ☐ 子どもの靴 |
| ☐ 離乳食 | ☐ 携帯用おしり洗浄機 | |
| ☐ 携帯カトラリー | ☐ ネックライト | |

女性の備

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 生理用品 | ☐ サニタリーショーツ | ☐ 防犯ブザー／ホイッスル |
| ☐ おりものシート | ☐ 中身の見えないゴミ袋 | |

高齢者がいる家庭の備

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 大人用紙パンツ | ☐ 介護職 | ☐ デリケートゾーンの洗浄剤 |
| ☐ 杖 | ☐ 入れ歯・洗浄剤 | ☐ 持病の薬 |
| ☐ 補聴器 | ☐ 給水パッド | ☐ お薬手帳のコピー |

備蓄品

お家に備えておくもの

- ☐ 食料や水(最低3日分!できれば1週間分) × 家族分
保存期間の長いものを多めに買っておき、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能!
- ☐ 生活用品
例えば、ティッシュ、トイレトペーパー、ラップ、ごみ袋、ポリタンク、携帯用トイレなど

ほかにも、家庭で必要なものは日ごろから備えておきましょう

出典：首相官邸「災害の「備え」チェックリスト」より

◆財団法人消防科学総合センターが行った「大地震被災経験者に聞く『被災時にあってよかったもの』調査」によると、

□被災時に困ったこと

「生活用水（洗面、洗濯、入浴）」（65.5%）、「トイレ」（54.4%）、「飲食用の水」（53.5%）と“水関係”が特に多く、以下、「家族との連絡」（47.1%）、「食料」（33.0%）、「燃料」（23.2%）、「冷暖房」（18.8%）、「避難所など自宅以外での避難生活」（18.1%）が続きます。

□あってよかったと思う食品

「即席めん（カップめん・袋めん）」（57.5%）、「缶詰」（53.4%）、「ビスケットなどお菓子」（41.1%）、が多く、「レトルト・無菌パック米飯」（37.7%）、「レトルトカレー」（26.8%）、「即席味噌汁」（25.8%）、「乾パン」（16.5%）が続きます。

□被災時にあってよかったもの

「懐中電灯」（76.4%）が最も多く、以下「携帯ラジオ」（62.1%）、「卓上コンロ」（61.9%）、「ポリタンク」（45.6%）、「毛布」（44.8%）、「運搬用のカートや台車」（15.1%）が続きます。

※2007年8月時点の調査資料です。

(<https://www.bousaihaku.com/wp/wp-content/uploads/2017/03/report001.pdf>)

キ 危険個所をチェックしましょう

○ 家の安全対策

- 家の内外に危険個所がないかチェックしましょう。

○ 家屋の耐震対策

- 家屋の耐震診断、耐震補強などの対策をしましょう。特に昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、地震に対して、強度がどの程度か調べるのが重要です。
- 大阪市では、震災に強いまちづくりをめざし、耐震診断・耐震改修の一部費用を、補助しています。（予算の状況により制度が変わることがあります。）

○ 家具の転倒防止対策

- 阪神・淡路大震災で亡くなられた方の原因の88%が、家屋の倒壊や転倒した家具の下敷きになったことでした。
- 家の中での被害をできるだけ小さくするため、家具などの転倒・落下防止について各ご家庭にあった対策をできることから始めましょう。
- 一人暮らしの避難行動要支援者の方は、家具の移動や固定などができない場合がありますので、地域の皆さんで協力しましょう。

(2) 地震が起きたら

地震だ!! 発生

【落ち着いて】

何が起こったのか瞬間には判断できません。数秒の揺れでも、とても長く感じます。まずはあわてず落ち着きましょう。



【身体をかくせ】

まず、自分の身体を守ること。家具や天井の下敷きにならないよう、丈夫なもので身体を保護しよう。



【寝ているとき】

布団や枕で頭を守り、ベッドの下など家具が倒れてこないところに身を伏せます。地震による室内の状況変化に注意しましょう。



【料理中など】

机の下などに隠れ、揺れがおさまったら速やかにストーブやアイロンを切り、ガスの元栓を閉めましょう。大きな揺れを感知すると自動的にガスの供給を遮断するガスマイコンメーターの設置が進んでいますが、燃え広がる危険もありますので消火器は必ず設置しましょう。



【火に近づくな】

都市ガスは震度5相当以上で自動的に遮断されます。無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかないようにしましょう。



【風呂やトイレに入っているとき】

あわてて飛びださず、ドアや窓を開けて出口を確保しましょう。お風呂に入っているときは、揺れがおさまってから火の始末をしましょう。

(3) 揺れがおさまったら

発生直後 揺れがおさまったら

【ラジオ・テレビをつける】

情報をできるだけ早く確認し、冷静に行動しましょう。



【余震に注意】

外に出る場合は、家の倒壊に備えて、安全な服装で身を守りましょう。



【家を離れるときは、表示をしよう】

避難所に入ったり、地域外に一時避難するときは、家の前に行き先や連絡先を表示しておきましょう。



【家族は大丈夫か】

けが人が出た場合は、自力や隣近所の人助けを得て病院へ向かうことを考えましょう。

【津波から避難】

海岸や河川近くなど、津波の浸水予測地域にいる人は、できるだけ早く津波避難ビルなど鉄筋コンクリート造の3階以上に避難しましょう。

【車で逃げるな】

渋滞により避難が遅れる場合があることや、緊急車両が通行するための道路を空けておくためにも原則として車での避難はやめましょう。



【くつ・スリッパをはき室内のガラスに注意】

家の内外は、割れたガラスなどで危険です。絶対に裸足では歩き回らないようにし、必ずスリッパなどを履いてください。

【集合住宅では】

ドアや窓を開けて非常口を確保しましょう。避難にエレベーターは絶対に使わないようにしましょう。火災のときは、炎や煙に巻き込まれないように低い姿勢で、階段を使って避難しましょう。



【公衆電話を使う】

家庭の電話がかからなくなっても、公衆電話が使える場合があります。



大阪市防災アプリで情報を集めましょう

○ 一目でわかる「防災シグナル」

地震情報・津波情報・避難所情報などが発令されると色の变化とトップ画面でお知らせします。

○ 迫る危険をお知らせ「プッシュ通知」

大阪市からのお知らせや防災情報をアプリからプッシュ通知でお知らせします。



(4) 津波に対する備えを忘れずに

鶴見区は大阪市の東端に位置し海からは離れています。津波は上町台地で止まることから、今福鶴見駅周辺の一部を除き津波の被害はないとされています。しかし、沿岸部に仕事やレジャー等で出かけているときに地震が起こるかもしれません。いつ何時地震や津波が起こっても命を守れるように、どこへどのように避難したらよいのかを心得ておきましょう。

■津波避難の基本方針

大阪市では 24 区中、鶴見区を含む 10 区を「水害時避難ビル対策エリア」と指定し、12 区を「津波避難ビル対策エリア」と指定しています。(2 区は浸水層想定なし)

「水害時避難ビル」確保の対象区：鶴見区、中央区、旭区、城東区、住吉区、東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区

「津波避難ビル」確保の対象区：福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、住之江区、西成区、北区、都島区



- 基本的には、上町台地などの高台に向かって避難する（水平避難）
- 津波到達までに高台へ逃げられない場合は、津波避難施設（水害時避難ビル・津波避難ビル）へ避難する（垂直避難）。

※南海トラフ巨大地震が発生したら、大阪市に津波が到達するまでに約 110 分かかるとされています。徒歩で避難するときに、がれきや倒壊家屋等があることを考慮すると 110 分で進める距離はだいたい 2km だといわれています。このような目安にのっとり、最適な避難行動がとれるよう心がけておきましょう。

避難のポイント

津波から身を守るためには、少しでも早く、高いところに避難しましょう。

地震の揺れの程度で自己判断しない
揺れが小さくても津波が起こることがあります。小さい揺れであってもまずは避難しましょう。

避難に車は使わない
原則として車で避難することはやめましょう。渋滞により避難が遅れる場合があります。

「より早く」、「より高く」逃げましょう

浸水が始まってしまった場合は一刻を争います。「遠く」よりも「高い」場所に避難しましょう。近くのマンションやビルの3階以上に逃げ込むようにしましょう。

2 共助 「地域の皆さんで助け合うこと」

阪神淡路大震災では、倒壊家屋の下敷きや閉じ込めから救助された人の98%が自助と共助で助けられました。

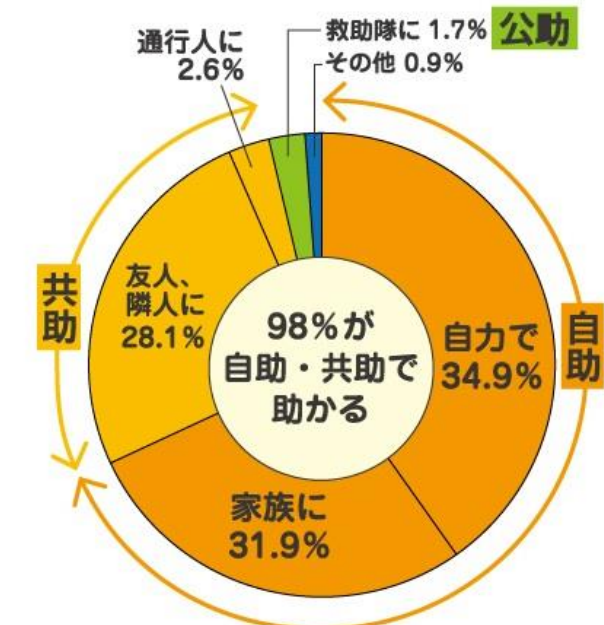
(1) 近所の支えあい・助け合い

地震による大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかになっています。災害発生時には、まず自分や家族の安全確認をし、次に隣近所の安否確認や救出活動など、隣近所で支えあい、助け合いましょう。

救助作業には、シャベルやロープ、バールなどが役に立ちます。家庭の大工道具や、災害時避難所(小中学校、高校など)や公園などの防災倉庫に配備されている救助用資機材も活用できます。

けが人が出た場合は応急手当を行い、重傷者は病院に搬送しましょう。

余震に気をつけながら、各家庭にある食料や水を持ちより、みんなで分け合いましょう。



(社)日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より

ア 自主防災組織・地区防災計画

さまざまな災害による被害を防止・軽減するためには、地域コミュニティの活性化が重要です。そして区民のみなさんが「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、互いに協力し助け合うことが大切です。鶴見区では、いざというときに地域住民が連携して助け合うことができる街を目指しています。平常時より各地域活動協議会や地域振興会などが自主防災組織としての役割を担っています。そして、まちなか防災訓練やさまざまな防災普及啓発活動を防災リーダーの方々を中心となって実施しています。

また、いざというときの災害応急対策や普段からの災害予防活動の実効性をより高めるための「〇〇地区防災計画」を各地域単位で作成しています。計画の中で具体的な行動の手順などについて定めておきましょう。

イ 避難行動要支援者対策

共助の一環として、高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援が必要な方を地域住民の助け合いによって救助することが重要です。そのために、避難行動要支援者への支援全般について地域や隣近所で検討しておきましょう。

また、いざというときに避難行動要支援者への支援がスムーズに行われるよう、各地域単位で「避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)」を策定しておきましょう。そして、避難行動要支援者の安否確認、救出、救護、避難誘導などの具体的な支援内容についても定めておきましょう。

(2) 地域の防災活動へ参加しよう

それぞれの地域の自主防災組織が中心となって安全安心なまちづくりをめざした防災活動が行われています（まちなか防災訓練、避難所開設運営訓練、防災研修会など）。ぜひご参加いただき、日ごろの備えに役立ててください。

ア まちなか防災訓練

普段生活しているまちの中で、巨大地震を想定した、消火、救出、救護、応急処置などの実践・体験型の訓練を実施しています。地域の防災力を高めるためには、幅広い年代の多くの住民の皆様の参加が必要です。まちなか防災訓練は、鶴見区ホームページのほか、回覧板や掲示板、X（旧ツイッター）、青色防犯パトロールカー等でお知らせいたします。隣近所誘いあって訓練に参加しましょう。

イ 避難所開設運営訓練

大規模災害の発生後に最も重要とされる避難所の設置や運営、関係機関との連携について地域の実情に合った実践的な訓練を行っています。地域住民が主体となって、実際に避難所となる学校を使用します。

ウ 防災研修会・講演会

各地域では、災害時の災害対策本部や避難所運営など、防災活動の中心となる役員の方を中心に防災ワークショップを開催しています。また、地域振興会やPTA、各種団体などが防災研修会や防災講演会を行っています。

エ 地域防災リーダーの活動にご協力ください。

鶴見区では、地域の自主防災活動の中核となる「地域防災リーダー」約300名が活躍しています。日ごろから、災害発生時に地域の先頭に立って初期消火や救出・救護活動を行えるように訓練や研修を受けています。また、防災に必要な知識や技術の習得に取り組んでいます。

(3) 避難所生活のために

避難所では、多くの人と共同生活を送ることになります。

避難所では、地域活動協議会や地域振興会などが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めます。

避難所運営委員会には男女のニーズの違いや多様な視点に配慮した運営が行えるよう、委員には女性をはじめ多様なメンバーを含めましょう。また、委員長、副委員長に多様なメンバーを配置するなど、様々な方がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立しましょう。

みんなでルールを守り、「自分たちのことは自分たちで」を基本に、お互いに協力し合い、譲り合うことが大切です。

ア 避難所の鍵と受入れ人数

避難所となる学校の門、体育館の鍵は、学校施設管理者と区役所、地域(近隣の町会長等)など、複数人により管理されています。

1人あたりのスペースは、少なくとも1.6㎡（畳約1帖分）を目安とします。可能であれば、感染症対策や生活環境向上のため、より広いスペースを確保します。また、できるだけ多くの避難者を受入れるため、テントの備蓄や、段ボール製品製造事業者と協定を結び段ボール製のパーテーションを配置します。

イ 各地域による避難所運営

地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成しています。避難所における地域役員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や避難所間の連絡方法を明確にしておきましょう。

また、避難所ではさまざまな方が共同生活を送ります。避難所の運営にあたっては、避難者の多様性やニーズの違いに配慮します。男女共同参画の推進、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者へのケアなどに努めましょう。

ウ 津波による他区からの避難者の受入れ

南海トラフ巨大地震などの海溝型地震が発生した場合でも、鶴見区では今福鶴見駅周辺を除き津波の被害は想定されていません。(7 ページ参照)しかし、津波によって浸水した沿岸部の地域から多くの避難者が鶴見区へ避難してくることが想定されます。避難所を運営するスタッフや区内の避難者もそのような状況が想定されることを十分に理解しましょう。そして他区からの避難者とも協力して避難所運営が円滑かつ安全に行われるように努めましょう。

(4) よりよい避難所生活のためのルール

ア 要配慮者を優先！

要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者のスペースや食事を優先しましょう。

イ 荷物は最小限！

避難所の一人のスペースは畳約1畳分。余分な荷物は邪魔だけです。

ウ 避難所の仕事は全員で分担！

食事、トイレ掃除、水汲み、物資の配布などは、避難者全員で分担しましょう。ボランティア任せも避けましょう。

エ 健康はしっかり自己管理！

新型コロナ、インフルエンザ、その他の感染症に気をつけましょう。マスク着用は個人の判断にゆだねますが、避難所では早めにマスクを配布し感染拡大を防ぎます。手指消毒のための消毒液は、避難所の玄関先やトイレ前に設置します。集団生活の中、それぞれが自分と家族の健康をしっかりと管理しましょう。特に、持病の悪化や心不全につながるトイレのがまんは、厳禁です。

オ 避難所の生活ルール厳守！

起床・就寝・食事の時刻、飲酒・喫煙などの共同生活のルールをみんなで相談して決め、少々窮屈でも守りましょう。住民同士のトラブルの元です。

カ 在宅被災者にも配慮！

避難所に入所していない人も、みんな同じく被災者です。

自宅や友人・知人宅で安全が確保できる場合は、感染リスクを避けることができます。またプライバシーも確保できることから在宅での避難が可能となり、在宅での避難者も多くなると考えられます。自宅や車中で避難している人にも物資や食事の提供が必要です。

キ プライバシーを確保！

「トイレ問題」と「プライバシーの確保」が避難所生活の2大問題。避難生活が長期化してくると、プライバシーのない生活のストレスで心身ともに不調に。プライバシー確保に向けた工夫が必要です。

ク 譲り合い、助け合いの精神！

避難所は譲り合い、助け合って生活していく場です。避難所生活が長期化する場合は特に、レクリエーションを行うなどして、心にゆとりを持つことができるようにしましょう。

ケ デマは流さず、惑わされず！

行政の支援や生活に関わる情報は大変重要。誰が何のために発信したのかをしっかりと確認しましょう。デマ情報に惑わされないよう注意し、広めないようにしましょう。

コ 学校再開に協力！

学校は子どもたちの教育の場。できるだけ早く再開できるよう、普通教室は早く撤退しましょう。また、避難所生活は厳しいものです。長くても2週間程度で退所できるようにしましょう。

3 公助 「行政による支援」

(1) 自主防災活動の支援

ア 自主防災組織の育成

地域防災力の向上を目指して、地域活動協議会や地域振興会を中心とした自主防災組織に対してさまざまな支援を行っています。

- ・地区防災計画の作成を支援
- ・地域防災連絡会の開催
- ・まちなか防災訓練への物資の提供、訓練の支援・防災無線の配備

イ 地域防災リーダーの育成

地域防災活動の中心となって活動する地域防災リーダーを育成するため、地域防災リーダーを対象とした訓練や研修を毎年実施しています。

ウ 無線機の配備

災害時に自主防災活動を支援し、区役所の防災活動と連携を目的に、各地域に無線機(デジタル MCA 無線機 1 台およびデジタルトランシーバー 4 台ずつ)を配備しています。情報インフラが途絶えたときにも、的確な情報の交換ができる環境を整備しています。

エ 地域への防災用資機材の配備

災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助用資機材を災害時避難所などに配備しています。

オ 避難行動要支援者を支援する取り組み

災害時における避難行動要支援者への被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織などと連携を取りながら避難行動要支援者施策を実施しています。

カ 防災授業や出前講座を中心とした防災教育

防災意識を次世代に継承し、いざというときに主体的に防災活動の担い手となってもらえるよう、区内の小中学生を対象とした土曜防災授業を行っています。

土曜授業のなかで、災害の基礎知識と自分の身を守る行動などを学習し、防災について考えるきっかけを作っています。

また、地域の会合や趣味のサークル等の少人数での集まり、マンション管理組合の会合等、防災について聞く機会が欲しいという声があれば出前講座を実施します。鶴見区役所市民協働課までお問い合わせください。

(2) 被災住民の安全確保

避難施設の指定

鶴見区では、震災や風水害時の避難先として次の場所等を指定しています。

種別		説明
避難場所	広域避難所 (1 か所)	同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予想される場合に避難する場所。大きな公園等(鶴見緑地)。
	一時避難場所 (30 か所)	最初に避難する場所。一時的に避難できる広場(公園、学校の校庭など)。
	津波避難施設 (水害時避難ビル) (93 か所)	津波などの水害から一時的または緊急に避難・退避する堅固な高層建物等。
避難所	災害時避難所 (20 か所)	地震などで家が倒壊、焼失した場合に避難する場所。宿泊・給食等の生活機能を提供し、一定期間、避難生活を行うことができる施設。避難者の状況により小学校、中学校、高等学校の順に開設します。
	臨時避難所 (5 か所)	避難者数に比べ受け入れ可能人数が不足する場合には学校以外にも臨時避難所を開設します。
	福祉避難所	高齢や障がい等により、災害時避難所での避難生活に支障がある方を受け入れることができる設備が整った施設。施設側の準備が整ってから開設となるため開設後に公表・案内します。

■災害時避難所から福祉避難所への移送

福祉避難所は入所者等や建物の安全確認および人員確保ができた後に開設するので、福祉避難所での受け入れが必要と思われる要配慮者についても、一旦は災害時避難所に避難してもらいます。福祉避難所への受け入れの判断は区災害対策本部が行い、必要に応じてボランティアセンターからの援助を得ながら、要配慮者を福祉避難所まで移送します。

- ①家族や地域の人とともに災害時避難所へ避難
- ②区本部で移送の判断
- ③災害時避難所から福祉避難所へ移送

(3) 避難生活環境の整備

ア 備蓄物資の配備

区では、大規模災害に備えて、区役所及び災害時避難所等に、物資を備蓄しています。要配慮者や男女のニーズの違いに応じ、多様な物資の備蓄を進めます。

区役所	【食料品関係】水ペットボトル、アルファ化米、梅粥、白粥、乾パン、液体ミルク、紙コップ、炊き出しセット、カセットコンロ、ボンベ 【衛生用品関係】バスタオル、タオル、トイレットペーパー、紙オムツ、ナプキン、簡易トイレ、同付属品、救急薬品セット、マスク 【救助資器材関係】バール、のこぎり、ジャッキ、シャベル、ロープ、かけや、手斧、救急セット、布担架、救助工具セット 【その他】ブルーシート、毛布、防水シート、懐中電灯、テント、発電機、ガソリン携行缶、ラジオ、手力充電式ラジオ付ライト
災害時避難所	【食料品関係】アルファ化米、水ペットボトル、ビスケット 【衛生用品関係】簡易トイレ本体、同消耗品、組み立て式簡易トイレ、同消耗品、紙コップ、マスク、ハンドソープ、ペダル式ゴミ箱、消毒マット 【救助資器材関係】バール、のこぎり、ジャッキ、シャベル、ロープ、かけや、手斧、救急セット、布担架 【その他】毛布、エマージェンシーブランケット、防水シート、懐中電灯、ラジオ、ハンドメガホン、油圧ジャッキ、避難所受入れセット、折りたたみ式リヤカー、カセットガス発電機、エアーマット、折りたたみ式プライバシールーム（簡易テント）、非常時用固定電話、スポットクーラー、浄水器、ポータブル冷蔵庫
可搬式ポンプ収納庫	【救助資器材関係】バール、のこぎり、シャベル、ジャッキ、ロープ、かけや、布担架

イ 避難施設の開設および管理・運営

・ 避難所開設の手順

災害が発生して多くの避難者が発生すると想定される場合、区災害対策本部の避難受入班が災害時避難所へ赴きます。そして地域の自主防災組織と協力して避難所を開設します。

■非常食の備蓄

大阪市では、上町断層帯地震で予想される避難生活者数 34 万人の 2 食分に相当する 68 万食（アルファ化米、乾パン、おかゆなど）を備蓄しています。

また、大阪府が、大阪市分としてアルファ化米 30 万食を備蓄しています。救援物資が届くまで 3 日程度かかると想定されているため、府市合わせて、避難予想者数の 3 日分の備蓄となっています。

しかしながら、いざという時に備え（在宅避難の可能性も踏まえ）、各ご家庭でも 1 週間程度の飲料水や食料、衣類、生活用品などの準備をお願いします。

・ 津波による他区からの避難者の受入れ

津波をとまなう地震が発生した場合、湾岸方面の他区から多くの避難者が高台である上町台地上に避難し、鶴見区内の避難所に押し寄せるといった事態が想定されます。そのような場合は、大阪市災害対策本部の調整によって鶴見区内の災害時避難所で避難者を受入れることになります。鶴見区災害対策本部は避難者の情報について速やかに把握します。そして鶴見区内の避難者と他区からの避難者とが協力して円滑に避難所が運営されるような環境の整備に努めます。

（４） 災害時の区役所の活動

区役所では、災害発生時、区民等の救助・救援等を速やかに行うため、あらかじめ、災害時の区役所職員の行動等を定めています。

ア 動員計画

災害の状況に応じて、職員が参集する基準を定めています。

震度等	動員種別	災害状況	動員人数	参集先
震度 6 弱以上 大津波警報	1 号動員	区の全力を挙げて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員	直近参集 所属参集
震度 5 強 津波警報	2 号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長並びに指定職員※	直近参集 所属参集
震度 5 弱				所属参集
震度 4	3 号動員	被害状況の把握等、初期活動を実施する必要があるとき	指定職員※	所属参集
津波注意報 南海トラフ地震臨時情報発表	4 号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※	所属参集

※災害の状況により対応に必要な人員を職員個別に指定

イ 区役所の初期初動体制

災害が発生した場合、上記の動員計画にもとづいて職員が参集します。もし発生が休日や夜間の場合は、緊急区本部員や直近参集者（ウを参照）が、緊急初動体制による対策・区災害対策本部の設置・被害情報の収集などの初期初動対応を行います。

ウ 緊急区本部員・直近参集者等

・ 緊急区本部員

勤務時間外に大阪市域に震度 5 弱以上の地震が発生すると、緊急区本部員に指名された区役所職員（徒歩等により 30 分以内に区役所に集まることができる者）が速やかに参集し、地震発生直後の対応を行います。

・ 直近参集者

勤務時間外に大阪市域に震度 5 強以上の地震が発生すると、緊急区本部員だけでなく、鶴見区役所以外に勤務する大阪市職員のうち、鶴見区内居住で指名を受けた職員も区役所に参集し、緊急区本部員と協力して初期段階から被災者支援に取り組みます。

・ 市本部連絡員

区職員のうち 1 名が大阪市役所本庁に参集し、大阪市災害対策本部と鶴見区災害対策本部との連絡にあたります。

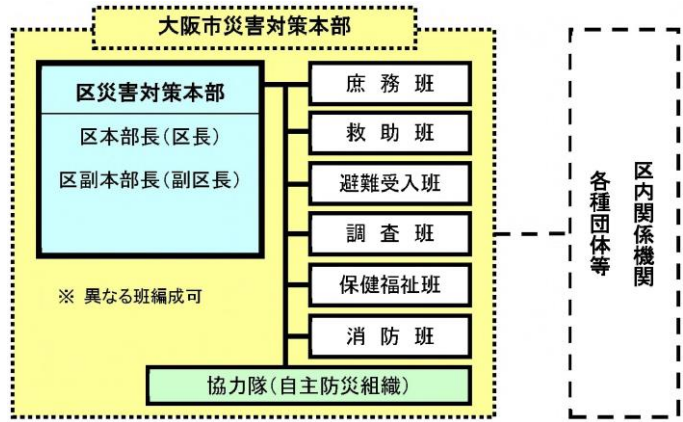
(5) 区災害対策本部の設置と役割

防災対策の推進を図るため、次の場合にそれぞれの本部を設置します(区災害対策本部等の設置場所は原則区役所内とします)。

本部種別	説明	設置要件※
鶴見区災害対策本部	市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全市を挙げた災害対策活動を要すると認められるときは、災害対策本部を設置する。	ア 市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき。 イ 大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。 エ その他市長が必要と認めたとき。
鶴見区災害対策警戒本部	市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。	ア 市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき。 イ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき。 ウ その他危機管理監が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

※その他区長が必要と認めたときは、それぞれの本部を設置できるものとする。

【区関係災害対策本部の体制図】



区本部の班名および分掌事務

班	分 掌 事 務	班	分 掌 事 務
庶務班	1 各班の連絡調整に関すること	避難受入班	1 被災者の受入に関すること
	2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること		2 避難者の誘導に関すること
	3 災害対策本部との連絡に関すること		3 避難所受入状況の把握に関すること
	4 予算計理に関すること	保健福祉班	1 被災者の医療救護に関すること
	5 情報の収集、伝達及び広報に関すること		2 防疫・保健衛生に関すること
	6 義援金品の受付、並びに保管に関すること		3 区医師会等との連絡調整に関すること
	7 災害記録（写真・映像含む）に関すること	消防班（鶴見消防署）	1 消防に関すること
	8 罹災・被災証明書の発行に関すること		2 被災者の救助、救急に関すること
	9 ボランティアの調整に関すること		3 被災者の誘導に関すること
	10 学校園等との連絡調整に関すること		4 危険物の措置に関すること
	11 他の班の所属に属しないこと		
	12 遺体安置に関すること		
調査班	1 被害状況の調査に関すること		
救助班	1 被災者の応急救助に関すること	協力隊 （赤十字奉仕団：自主防災組織）	区本部災害救助活動への協力に関すること
	2 救援物資の調達保管及び配給に関すること	教育委員会派遣指導主事	区内校園との連絡調整
	3 義援金品の配分に関すること		
	4 団体等の協力活動の連絡調整に関すること		

(6) 広報活動(情報収集・発信・伝達)

災害が発生したとき、適切に行動するためには、情報の収集や伝達が必要になります。区では、迅速かつ確実な情報収集・発信・伝達を行うため、広報の方法を定めています。

ア 広報手段

- ・ 大阪市防災アプリ
- ・ 鶴見区役所のX(旧ツイッター)、フェイスブック、ホームページ
- ・ 災害時避難所での情報掲示
- ・ 災害時避難所での情報掲示
- ・ 職員による直接伝達(救助班) ・ 青色パトロール車
- ・ 同報無線(屋外スピーカーからの放送) ・ 自主防災組織などによる伝達



大阪市防災アプリ

イ 広報の内容

- ・ 災害情報 : 災害の発生状況、津波に関する情報、区内の被害状況等
- ・ 生活関連情報: 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み、生活必需品の供給状況、鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況、医療機関の活動状況等
- ・ 救護措置情報: 被災証明書の発行情報、相談窓口の開設状況等

(7) 災害情報伝達計画

区内には、警察署・消防署、大阪市各局の事業所をはじめ、電気・ガス事業者の営業所があります。災害時には、災害対応デジタル無線機を活用し、区内の防災関係機関や市本部と情報収集・伝達を行います。また、鶴見区独自の携帯型デジタル簡易無線機を区役所及び各地域に配備し、地域の被害状況調査等に活用します。

○ 同報系防災行政無線(防災スピーカー)

区役所や市立小学校などに屋外スピーカーを設置しています。この屋外スピーカーを通じて、市民に災害情報等を市役所(区役所)から直接、アナウンスと警報音で通報します。

○ 携帯型デジタルMCA無線

区役所、災害時避難所(避難所設置時)、防災関係機関に配置

【参考：無線機設置防災関係機関一覧】

大阪市役所、阿倍野防災センター、消防署、警察署、建設局中浜工営所、建設局東部方面管理事務所、水道局東部水道工事センター、環境局城北環境事業センター、関西電力、NTT西日本、大阪ガス、日本赤十字社大阪府支部、鶴見区医師会、各地域災害対策本部

○ 携帯型デジタル簡易無線機(トランシーバー)

各地域での被害状況調査用。各地域4台配備(平成30年11月に2台、令和2年9月追加2台配備)

○ 衛星携帯電話

市危機管理室と各区役所に1台ずつ配備。

○ 防災情報システム

区本部と市本部との情報伝達を行うため、専用のパソコン端末を1台設置

○ 大阪市防災アプリ

- ・ 防災シグナルの発信: 避難所情報、避難所開設、気象情報、台風情報、国民保護情報、地震情報、津波情報など
- ・ 防 災 マ ッ プ: 開設している避難所一覧、避難所までのルートを確認できます。

○ おおさか防災ネット

地震・津波・台風情報や気象に関する注意報・警報、府内に発表される避難勧告・指示などさまざまな防災情報を提供しています。また、携帯電話のメールアドレスを「防災情報メール」に登録しておけば、上記の情報がメールで配信されます。

- ・大阪防災ネットホームページ URL:<http://www.osaka-bousai.net/osaka/>
- ・「防災情報メール」への登録:「touroku@osaka-bousai.net」へ空メールを送信

○ 区役所ホームページおよびX（旧ツイッター）

- ・区役所ホームページ: <https://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/>
- ・区役所X（旧ツイッター）: アカウント名…@大阪市鶴見区役所

<https://twitter.com/tsurumikubousai>

(8) 飲料水、食料、生活関連物資の供給計画

ア 応急給水

震災直後は、備蓄飲料水用ペットボトルを活用します。また、水道局に仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽を活用した応急給水活動を要請します。

イ 食料の供給

区災害対策本部は、応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用、既製食品・米穀の調達等により対応します。それが困難な場合は、市災害対策本部に食料調達を要請します。

また、区災害対策本部が炊き出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内やその近隣の適当な場所を選定して実施します。

ウ 生活関連物資の供給

生活必需品の調達は、第一次的には災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用します。

また、区災害対策本部は、必要のある場合に市災害対策本部に生活必需品等の調達を要請します。

(9) 医療・救護計画

ア 医師会・歯科医師会・薬剤師会との協力体制の整備

鶴見区役所と社団法人大阪市鶴見区医師会、鶴見区歯科医師会、鶴見区薬剤師会(以下、三師会という)は、「災害時における医療救護に関する活動協力についての覚書」を取り交わしています。災害発生時の初期段階における医療救護体制の万全を期するため、鶴見区役所医療救護活動に協力できるような体制をつくっています。

区内の医療救護体制だけでは対応できない場合、市災害対策本部に連絡し、医師等の派遣要請を行います。

イ 救護所の設置

災害時、集中的に医療行為を行う避難所等を下記のとおり定め、拠点医療救護所に医師等を派遣します。

- ①鶴見小学校 ②榎本小学校 ③今津小学校
- ④茨田北小学校 ⑤茨田東小学校 ⑥鶴見区役所

ウ 災害拠点病院等の状況確認

緊急医療を要する方の受入可能な病院の状況を確認します。

エ 治療優先度の決定（トリアージ）

医師により、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定します。

オ 緊急搬送

緊急医療を要する方を受入可能な病院へ緊急搬送します。

カ 医薬品等の確保

災害拠点病院等と連携し医薬品等の確保に努めます。

キ 保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師等を派遣します。

保健師等は、救護所又は災害時避難所を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行います。診療や精神面での専門相談を要する場合などは、市災害対策本部医療調整班と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるよう調整します。

(10) ボランティアの調整

災害発生時、被災状況及びボランティア参集状況などを見ながら、鶴見区社会福祉協議会と連携し、区災害ボランティア活動支援センターを鶴見区民センターに設置します。

区災害ボランティア活動支援センターは次の業務を担います。

- 区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供・連絡調整
- 被災者のボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- 市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- 災害ボランティアの受入れ
- 災害ボランティアへのオリエンテーション
- 災害ボランティア活動の集約・管理
- ボランティアの事故等に対する保険加入の手続